

労務管理講座(46)

雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律 ～セクシュアル・ハラスメントについて(1)～

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷 一恵

セクシュアル・ハラスメント(略してセクハラ)は、皆様も近年、耳にする機会が多い言葉ではないでしょうか?セクハラについても男女雇用機会均等法においてセクシュアル・ハラスメントに関する指針が定められています。今回は、このセクハラについて考えてまいりましょう。

セクシュアル・ハラスメントとは、「相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること」と定義付けられています。セクハラ問題の先進国ともいえるアメリカでは、裁判例の集積や学者による研究の結果、セクハラタイプを次の2つに分けて説明しています。

1 対価型 何らかの雇用上の利益の代償または対価として性的欲求が行われるもの。

《例》

「言う事を聞けば給料を高くしてあげよう。」
「言う事を聞かないならばやめてもらおう。」

2 環境型 はっきりとした経済的な不利益は伴わないが、職務の円滑な遂行を妨げるなど、性的言動により相手の就業環境を悪化させるもの。

《例》

性的な噂をながす。いやらしい冗談をいうなど言葉によるいやがらせ。ヌード写真を掲示するなど不快な職場環境をつくるもの。

日本の企業では、上司といえども部下の採用や解雇、昇進に関する人事上の権限を単独で持っていることは少ないため、雇用条件の代償として行われるセクシュアル・ハラスメントが発生しうる職場は比較的少なく、大部分は環境型に分類されるものが多いと思われるま

す。しかし、対価こそ示されていないものの、職場の権力関係を利用して性的強要が行われるようなセクシュアル・ハラスメントの事例は少なくないようで、そのように日本の企業で多く起こり得ると考えられるセクシュアル・ハラスメントは「地位利用型」として分類されています。

3 地位利用型 対価などは示されていないものの、相手に雇用条件や職務遂行への影響を予想させる職務上の地位・立場を利用して性的要求が行われるもの

《例》

業務上の指示を行う上司の地位を利用して性的誘いかけをする。

取引に影響があるような得意先という立場を利用して性的強要を行う。

男女雇用機会均等法では「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により、その労働条件につき不利益を受け、又は性的な言動により就業環境が害されることのないように、労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」と規定し、企業に対するセクハラ防止の対策を義務付けています。ここで言う職場とは、通常就業している場所以外でも、業務を遂行する場所(取引先へ行って仕事をした)などについても含まれます。また、就業時間外の宴会なども職場に該当すると考えられていますので、注意が必要です。

セクシュアル・ハラスメントは、特定の相手に対して行われるものだけでなく、不特定多数の者を対象として行われることもあります。整理しますと・・・

1直接相手方に向けられたもの
《例》性的な言動、食事・デートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触、性的関係の強要など)

2間接的に相手方に向けられたもの
《例》性的な噂をながすなど

3.不特定多数の者に見けられたもの
《例》ヌードポスター・わいせつ図画の掲示などとなりますが、被害者の大多数は女性です。しかしながら、セクシュアル・ハラスメントの本質を考えると男女ともに起こりうる問題であり、企業としてセクハラ防止策を検討する際には、対象を女性に限定することなく、すべての労働者にとって働きやすい環境を整備することが求められます。

法人協会ニュース

当協会会員が叙勲されました

本年秋の叙勲が去る3日に発令され、当協会の会員から3名の方が受章されました。

旭日双光章

古道 豊様

(福井県(有)こどう養鶏農場 代表取締役)

佛田 孝治様

(石川県元(有)ぶった農産 代表取締役)

黄綬褒章

本田 信一様

(鹿児島県(有)南州農場 代表取締役)

ご受章を、心よりお祝い申し上げます!

「アグリフード EXPO2008 大阪」 無料説明会のお知らせ

来年2月に開催される、国産農産物等の展示商談会「アグリフードEXPO」の事前説明会が、全国4箇所で行われることになりましたのでご案内します。

参加は無料(会場までの交通費は自己負担)ですので、商談会の出展に興味をお持ちの方は、是非お申込みください。

<内容>

「アグリフードEXPO2008大阪」の概要
販路拡大のための商談会の効果的活用方法
(商談会の出展効果とはバイヤーにアピールする効果的展示手法 事後商談の進め方等)

<開催日程>

東京会場 11月26日(月) 10:30-12:00

新公庫ビル 1階 会議室

仙台会場 11月26日(月) 15:30-17:00

農林漁業金融公庫仙台支店内
福岡会場 11月27日(火) 10:00-11:30

農林漁業金融公庫福岡支店内
大阪会場 11月27日(火) 16:00-17:30

農林漁業金融公庫大阪支店内

<お問合せ先> 事務局(担当:濱野、高須
TEL:03-5156-0365)もしくは農林漁業金融公庫
顧客支援部 支援企画課(担当:梶山、松本
TEL:03-3270-4116)

海外商談会に参加しませんか?

当協会では下記のとおり海外商談会を実施することとしました。(農林水産省の補助事業に採択されていますので、費用の1/2は国庫補助金により賄われます。)

詳細は当協会HPの会員専用ページでもご案内いたしております。海外での販売に興味をお持ちの方は、是非ご参加下さい。

<香港・台湾>

日程(予定)

平成20年2月18日(月) 日本発

2月19日(火) 香港商談会

2月20日(水) 現地視察 o個別バイヤー等訪問

2月21日(木) 香港 台湾

2月22日(金) 台湾商談会

2月23日(土) 台北発・帰国

(香港・台湾両方参加 香港のみ参加 台湾のみ参加からセレクト可能)

<シンガポール> 先般FAXにてご案内したものと日程が変更となりました。大変申し訳ございません。

日程(予定)

平成20年3月3日(月) 日本発

3月4日(火) 商談会

3月5日(水) バイヤー等個別訪問(機中泊)

3月6日(木) 日本着(早朝)

<お問合せ先>

ご不明な点等につきましては、事務局 高須 数納 濱野 TEL:03-5156-0365)まで!

アグリビジネス経営塾 第345号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会
(HP <http://www.hojn.or.jp/>)
TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366
MAIL: juku@hojn.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2007
本紙掲載記事の無断転載を禁じます。